

# 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

平成18年12月28日

条例第66号

改正 平成20年7月22日条例第40号 令和4年2月1日条例第3号

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例をここに公布する。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

(目的)

**第1条** この条例は、青少年の喫煙及び飲酒が青少年の健全な育成に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関し、県、保護者、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境を整備することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 満20歳に達するまでの者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護する者をいう。
- (3) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこをいう。
- (4) 酒類 酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類をいう。
- (5) 販売業者 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）第4条に規定する煙草又ハ器具ヲ販売スル者並びに二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売スル者をいう。
- (6) 飲食店等営業者 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ供与スル者をいう。
- (7) 事業者 販売業者及び飲食店等営業者をいう。

一部改正〔令和4年条例3号〕

(県の責務)

**第3条** 県は、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策について、市町村その他関係機関及び関係団体と連携し、及び協力して実施するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

**第4条** 保護者は、その監督保護に係る青少年の喫煙及び飲酒を未然に防止するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境の整備に自主的かつ積極的に取り組むとともに、県が実施する青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

**第6条** 県民は、青少年が喫煙及び飲酒をしないようその善導に努めるとともに、県が実施する青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(禁止行為)

**第7条** 何人も、青少年に対し、喫煙又は飲酒を勧め、又はそのための場所を提供し、若しくは周旋してはならない。

2 何人も、青少年に対し、みだりにたばこ又は酒類の購入を依頼してはならない。

(購入者等の年齢確認)

**第8条** 販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思料するときは、その者の年齢又は生年月日を確認するために必要な書類で規則で定めるもの(次項において「証明書等」という。)の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

2 飲食店等営業者は、酒類の供与又はたばこの購入を依頼する者が青少年であると思料するときは、証明書等の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

(自動販売機による購入者の年齢確認)

**第9条** 販売業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、規則で定めるところにより、当該自動販売機によりたばこ又は酒類を購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置を講じなければならない。

(立入調査等)

**第10条** 知事は、前2条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、購入者等の年齢確認の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、事業者の店舗その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び勧告)

**第11条** 知事は、事業者が第8条及び第9条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

(公表)

**第12条** 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした事業者

(2) 前条の規定による勧告に従わない事業者

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成20年7月1日から施行する。

一部改正〔平成20年条例40号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成20年条例40号〕

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月1日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。